



# 宮 崎 県 公 報

平成19年10月29日 (月曜日) 第 1926 号

発 行 宮 崎 県  
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号  
小 柳 印 刷 株 式 会 社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日  
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

## 目 次

### 告 示

- 救急病院の認定…………… (医療業務課) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者対策課) 1
- 指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… ( “ ) 2
- 指定居宅サービス事業の廃止…………… ( “ ) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定…………… ( “ ) 2
- 指定居宅介護支援事業の廃止…………… ( “ ) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… ( “ ) 3
- 指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更…………… ( “ ) 4

- 指定介護予防サービス事業の廃止…………… (高齢者対策課) 4
- 身体障害者福祉法に基づく医師の指定…………… (障害福祉課) 4
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 4
- 道路の供用の開始…………… ( “ ) 5

### 公 告

- 採石業務管理者試験の合格者…………… (地域産業振興課) 5
- 大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市町村の意見…………… ( “ ) 5
- 土地改良区の役員の就退任の届出…………… (農村整備課) 5
- 落札者等の公告…………… 6

### 人事委員会規則

- 職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則…………… 6

## 告 示

### 宮崎県告示第 826号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院と認定した。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

#### 1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
海老原記念病院	都城市立野町3633番地 1

#### 2 救急病院の認定の有効期間

平成19年10月1日から平成22年 9月30日まで

### 宮崎県告示第 827号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者の指定をした。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介 護 保 險 事 業 所 番 号	指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 所		指 定 居 宅 サ ー ビ ス 事 業 者		指 定 年 月 日	サ ー ビ ス の 種 類
	名 称	所 在 地	名 称	主たる事務所の所在地		
4570104085	さくら・介護ステーション住吉	宮崎県宮崎市新名爪 391番地 6	株式会社SHIN	宮崎県宮崎市新名爪 391番地 6	平成19年 9月 1日	訪問介護
4570104119	はまゆうケアセンター	宮崎県宮崎市一の宮町64-1	有限会社健康福祉社アフティアル	熊本県熊本市黒髪一丁目2番19号	平成19年 9月 1日	通所介護
4570104119	はまゆうケアセンター	宮崎県宮崎市一の宮町64-1	有限会社健康福祉社アフティアル	熊本県熊本市黒髪一丁目2番19号	平成19年 9月 1日	訪問介護
4570201691	デイサービスセンター そよ風	宮崎県都城市野々美谷町 908番 4	株式会社トータル・ケアサービス	宮崎県都城市上川東二丁目31番地19	平成19年 9月 1日	通所介護
4571700782	企業組合居宅介護サービスおもいやり	宮崎県北諸県郡三股町樺山4319-1	企業組合居宅介護サービスおもいやり	宮崎県北諸県郡三股町樺山4319-1	平成19年 9月 1日	訪問介護
4572000968	デイサービスセンター エンゼル	宮崎県児湯郡川南町川南 12715番地 1	株式会社 介護とリハビリのエンゼル	宮崎県児湯郡川南町川南 12714番地 13	平成19年 9月 1日	通所介護

4572000976	デイサービス 大久保の郷	宮崎県児湯郡川南町川南9378番地 3	特定非営利活動法人ゆうあい川南	宮崎県児湯郡川南町川南9378番地 3	平成19年 9 月 1 日	通所介護
4570301269	鶴ヶ丘デイサービスセンター	宮崎県延岡市鶴ヶ丘一丁目1988番31	株式会社ケアハウス鶴ヶ丘	宮崎県延岡市鶴ヶ丘一丁目1988番31	平成19年 9 月14日	通所介護
4570101990	介護サービスみつばち	宮崎県宮崎市新城町37番地 2	株式会社自然館	宮崎県宮崎市新城町37番地 2	平成19年 9 月25日	特定福祉用具販売

宮崎県告示第 828号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4571600057	社会福祉法人愛泉会特別養護老人ホーム河鹿の里	宮崎県南那珂郡北郷町大字大藤甲3186番地 1	河鹿の里 通所介護事業所	宮崎県南那珂郡北郷町大字大藤字折生田甲1384番地 5	平成19年 9 月 1 日	通所介護
4570103038	有限会社ケアサポート陽光	宮崎県宮崎市中西町 211番地	有限会社ケアサポート陽光	宮崎県宮崎市小戸町92番地 3	平成19年 9 月 1 日	通所介護
4570300014	平和介護サービス指定訪問介護事業所	宮崎県延岡市旭町 1 丁目 5 の 3	平和介護サービス	宮崎県延岡市旭町 1 丁目 5 の 3	平成19年 9 月 1 日	訪問介護

宮崎県告示第 829号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510910591	京町温泉クリニック	宮崎県えびの市亀沢 391の 1	林美香	宮崎県えびの市亀沢 272番地	平成19年 9 月30日	通所リハビリテーション
4560290001	城南訪問看護ステーション	宮崎県都城市大王町30-5	医療法人啓仁会	宮崎県都城市大王町30-5	平成19年 9 月18日	訪問看護
4570201261	南九州エア・ウォーター株式会社宮崎	宮崎県都城市丸谷町2351番地30	南九州エア・ウォーター株式会社	熊本県宇土市境目町 367番地 1	平成19年 9 月30日	福祉用具貸与
4570201584	ホームケア ほっと今町	宮崎県都城市今町 7500番地 1	医療法人敬和会	宮崎県都城市郡元 1 丁目 9 番地 5	平成19年 9 月30日	訪問介護

宮崎県告示第 830号

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第46条第 1 項本文の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者の指定をした。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104101	居宅介護支援事業所 エリシオン宮崎	宮崎県宮崎市大島町南窪 844-1	株式会社エリシオン宮崎	宮崎県宮崎市古城町6700番30	平成19年9月1日	居宅介護支援
4570301251	居宅介護支援事業所 きたかた	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地90	有限会社 富士	宮崎県延岡市北方町角田丑1369番地	平成19年9月1日	居宅介護支援

## 宮崎県告示第 831号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条の規定により、指定居宅介護支援事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅介護支援事業		指定居宅介護支援者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4571500489	介護支援センター 鈴乃木	宮崎県宮崎郡清武町加納甲2134番地2	有限会社鈴乃木	宮崎県宮崎郡清武町加納甲2134番地2	平成19年9月28日	居宅介護支援

## 宮崎県告示第 832号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者の指定をした。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定介護予防サービス事業所		指定介護予防サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4570104085	さくら・介護ステーション住吉	宮崎県宮崎市新名爪 391番地 6	株式会社SHIN	宮崎県宮崎市新名爪 391番地 6	平成19年9月1日	介護予防訪問介護
4570104119	はまゆうケアセンター	宮崎県宮崎市一の宮町64-1	有限会社健康福祉社アフティアル	熊本県熊本市黒髪一丁目2番19号	平成19年9月1日	介護予防通所介護
4570104119	はまゆうケアセンター	宮崎県宮崎市一の宮町64-1	有限会社健康福祉社アフティアル	熊本県熊本市黒髪一丁目2番19号	平成19年9月1日	介護予防訪問介護
4570201691	デイサービスセンター そよ風	宮崎県都城市野々美谷町 908番 4	株式会社トータル・ケアサービス	宮崎県都城市上川東二丁目31番地19	平成19年9月1日	介護予防通所介護
4571700782	企業組合居宅介護サービスおもしろ	宮崎県北諸県郡三股町樺山4319-1	企業組合居宅介護サービスおもしろ	宮崎県北諸県郡三股町樺山4319-1	平成19年9月1日	介護予防訪問介護
4572000968	デイサービスセンター エンゼル	宮崎県児湯郡川南町川南 12715番地 1	株式会社 介護とリハビリのエンゼル	宮崎県児湯郡川南町川南 12714番地 13	平成19年9月1日	介護予防通所介護
4572000976	デイサービス 大久保の郷	宮崎県児湯郡川南町川南9378番地 3	特定非営利活動法人ゆうあい川南	宮崎県児湯郡川南町川南9378番地 3	平成19年9月1日	介護予防通所介護
4570101990	介護サービスみつばち	宮崎県宮崎市新城町37番地 2	株式会社自然館	宮崎県宮崎市新城町37番地 2	平成19年9月25日	特定介護予防福祉用具販売

**宮崎県告示第 833号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業所の名称又は所在地の変更について次のとおり届出があった。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	変更前		変更後		変更年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	所在地		
4571600057	社会福祉法人愛泉会特別養護老人ホーム河鹿の里	宮崎県南那珂郡北郷町大字大藤甲3186番地 1	河鹿の里 通所介護事業所	宮崎県南那珂郡北郷町大字大藤字折生田甲1384番地 5	平成19年 9 月 1 日	介護予防通所介護
4570103038	有限会社ケアサポート陽光	宮崎県宮崎市中西町 211番地	有限会社ケアサポート陽光	宮崎県宮崎市小戸町92番地 3	平成19年 9 月 1 日	介護予防通所介護
4570300014	平和介護サービス指定訪問介護事業所	宮崎県延岡市旭町 1 丁目 5 の 3	平和介護サービス	宮崎県延岡市旭町 1 丁目 5 の 3	平成19年 9 月 1 日	訪問介護

**宮崎県告示第 834号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第 115条の 5 の規定により、指定介護予防サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

介護保険事業所番号	指定居宅サービス事業所		指定居宅サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510910591	京町温泉クリニック	宮崎県えびの市亀沢 391の 1	林美香	宮崎県えびの市亀沢 272番地	平成19年 9 月30日	介護予防通所リハビリテーション
4570201261	南九州エア・ウォーター株式会社宮崎	宮崎県都城市丸谷町2351番地30	南九州エア・ウォーター株式会社	熊本県宇土市境目町 367番地 1	平成19年 9 月30日	介護予防福祉用具貸与
4570201584	ホームケア ほっと今町	宮崎県都城市今町 7500番地 1	医療法人敬和会	宮崎県都城市郡元 1 丁目 9 番地 5	平成19年 9 月30日	介護予防訪問介護

**宮崎県告示第 835号**

身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 1 項の規定により、身体障害者手帳の交付申請に要する診断書を作成する医師を次のとおり指定した。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

多 田 建 智	医療法人社団アブラハムクラブベテスダクリニック	都城市	脳神経外科	平成19年10月 1 日
---------	-------------------------	-----	-------	--------------

**宮崎県告示第 836号**

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成19年10月29日から平成19年11月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

医師の氏名	従事する医療機関		診療科目	指定年月日
	名称	所在地		
矢 野 裕一朗	延岡市国民健康保険北浦診療所	延岡市	内科	平成19年10月 1 日

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	国道 2 65号	小林市須木 大字中原柚 園国有林20 78林班ら小 班地先から 同市須木同 大字柚園国 有林2078林 班ら小班地 先まで	旧	3.6 ~ 4.0	9.0
				新	8.3 ~ 8.5	9.0

## 宮崎県告示第 837号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成19年10月29日から平成19年11月12日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	国道 2 65号	小林市須木 大字中原柚 園国有林20 78林班ら小 班地先から 同市須木同 大字柚園国 有林2078林 班ら小班地 先まで	平成19年10月29日

## 公 告

平成19年10月12日に実施した採石業務管理者試験の合格者は、次の受験番号のとおりである。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

3、10、11

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 8 条第 1 項の規定により、宮崎市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンモール宮崎

宮崎市新別府町船戸 750番地 1

## 2 意見の概要

特になし

## 3 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

## (1) 場所

宮崎県商工観光労働部地域産業振興課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南商工労働政事務所、宮崎県都城商工労働政事務所及び宮崎県延岡商工労働政事務所

## (2) 期間

平成19年10月29日から平成19年11月29日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第16項の規定により、浦之名土地改良区（宮崎市）の役員の就任及び退任について次のとおり届出があった。

平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

## 1 就任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	山 元 幸 男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
副理事長	前 田 國 雄	宮崎市高岡町浦之名84番地 4
会計理事	黒 川 隆 市	宮崎市高岡町紙屋 252番地 2
理 事	山 元 隆 盛	宮崎市高岡町浦之名 365番地 1
理 事	日 野 一 義	宮崎市高岡町浦之名 881番地
理 事	梅 田 三 郎	宮崎市高岡町紙屋74番地80
理 事	松 尾 照 雄	宮崎市高岡町紙屋 433番地
理 事	山 元 昭 夫	宮崎市高岡町浦之名 363番地
監 事	山 元 海 月	宮崎市高岡町浦之名 248番地 1
監 事	岡 元 正 和	宮崎市高岡町紙屋74番地46

（任期：平成22年 8 月31日まで）

## 2 退任した役員

役名	氏 名	住 所
理 事 長	山 元 幸 男	宮崎市高岡町浦之名 342番地 9
副理事長	前 田 國 雄	宮崎市高岡町浦之名84番地 4
会計理事	黒 川 隆 市	宮崎市高岡町紙屋 252番地 2
理 事	山 元 隆 盛	宮崎市高岡町浦之名 365番地 1
理 事	日 野 一 義	宮崎市高岡町浦之名 881番地

理 事	梅 田 三 郎	宮崎市高岡町紙屋74番地80
理 事	松 尾 照 雄	宮崎市高岡町紙屋 433番地
理 事	山 元 昭 夫	宮崎市高岡町浦之名 363番地
監 事	山 元 海 月	宮崎市高岡町浦之名 248番地 1
監 事	岡 元 正 和	宮崎市高岡町紙屋74番地46

**落札者等の公告**

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。  
平成19年10月29日

宮崎県知事 東国原 英 夫

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量  
宮崎県人事給与システム用機器等賃貸借 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地  
宮崎県総務部人事課法令遵守・人給システム担当 宮崎市橘通東2丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日  
平成19年10月9日
- 4 落札者の氏名及び住所  
株式会社システム開発 宮崎市大橋3丁目 101番1号
- 5 落札金額  
41,754,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日  
平成19年8月30日

**人事委員会規則**

職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十九年十月二十九日

宮崎県人事委員会委員長 黒 木 奉 武

**宮崎県人事委員会規則第二十三号**

**職員の退職手当に関する条例施行規則の一部を改正する規則**

職員の退職手当に関する条例施行規則（昭和二十八年宮崎県人事委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「六月」を「十二月」に改める。

第十二条第二項中第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、同条第三項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十二条ノ十第一項又は第二項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削り、同条第四項中「又は船員保険法の規定による失業保険金」及び「又は失業保険金」を削る。

第十八条第二項中「六月」を「十二月」に改める。

第十九条第一項中「六月」を「十二月」に改める。

第二十二條の二第三項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十二条ノ十第一項又は第二項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削る。

第二十三條第三項中「又は船員保険法の規定による失業保険金の支給を受ける資格を有する者が同法第三十二条ノ十第一項又は第

二項に規定する期間内に」及び「又は失業保険金」を削る。  
様式第六号（表面）中「調整手当」を「地域手当」に改める。  
様式第十四号（表面）中「(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7) (8) (9)」を「(1) (2) (3) (4) (5) (6) (7)」に改め、同様式（裏面）中を次のように改める。

3 ⑩欄は、⑧欄の期間のうち、同一の傷病により受けることができる給付について、次の区分に従つて該当するものの番号（2以上の給付を受けることができる場合には、その受けることができるすべての給付の番号）を○で囲むこと。

- (1) 健康保険法による傷病手当金
- (2) 労働基準法による休業補償又は労働者災害補償保険法による休業補償給付若しくは休業給付
- (3) 地方公務員災害補償法又は国家公務員災害補償法による休業補償その他法令により宮崎県職員に対して支給されるこれに相当する給付
- (4) 地方公務員等共済組合法その他各種の共済組合法による傷病手当金
- (5) 国民健康保険法による傷病手当金
- (6) 警察官の職務に協力援助した者の災害給付に関する法律による休業給付その他法令により公務の遂行に協力した者に対して支給されるこれに相当する給付
- (7) 公害健康被害の補償等に関する法律による障害補償費

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の職員の退職手当に関する条例施行規則の規定は、平成十九年十月一日から適用する。ただし、第十二条、第二十二條の二、第二十三條及び様式第十四号の改正規定は職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（平成十九年宮崎県条例第四十九号）附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日から施行する。

（経過措置）

2 傷病手当に相当する退職手当支給申請書は、当分の間、これに必要な事項を記入し、使用することができる。